

# 調布市 商工会報

令和4年2月1日発行  
発行：調布市商工会  
〒182-0026  
東京都調布市小島町2-36-21  
TEL.042-485-2214 FAX.042-485-9951  
編集：広報委員会  
URL：https://www.chofusci.com/

## お も な 記 事

- P1● 確定申告指導会について
- P2● 確定申告その他の改正点
- P3● 新型コロナマル経融資制度・その他支援制度  
e-TAXでの提出方法について
- P4● 業態転換支援事業の申請期間延長のお知らせ  
セミナー・相談会のご案内

今年も所得税及び復興特別所得税・消費税(個人)の申告の季節になりました。商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方向けに決算と確定申告の指導会を開催しております。  
所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月16日(水)から3月15日(火)まで、消費税(個人)は3月31日(木)までとなっております。  
どうぞお気軽にご利用下さい。(無料)

## 所得税及び復興特別所得税・消費税 決算・確定申告指導会

事前  
予約制

開催日／ 令和4年2月16日(水)～3月15日(火)  
受付／ 午前10時～11時30分 午後1時～3時30分  
※上記期間は税理士による個別相談を実施しております。

夜間指導会 開催日／ 3月2日(水)・3日(木) 受付／ 午後6時～7時30分  
※コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があります。

### ～確定申告に必要な書類～ ご来会前に今一度ご確認ください!

- 決算書、確定申告書用紙一式(税務署から郵送されたもの)
- 令和3年分各帳簿、月別集計表、棚卸表
- 令和2年分決算・確定申告書類の控え、集計表
- 社会保険料の支払額(国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等)
- 小規模企業共済掛金控除証明書
- 生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用・介護保険用)
- 地震保険料控除証明書
- 事業収入以外に収入がある場合の関係書類  
(給与所得・公的年金等の源泉徴収票・株式譲渡関係他)
- 配偶者の所得がわかるもの  
(源泉徴収票等、配偶者控除等を受ける方)
- 医療費の明細書(医療費控除を受ける方)
- 特定寄付金の領収書等(寄付金控除等を受ける方)
- 住宅取得控除等の明細書(住宅借入金等特別控除を受ける方)
- 印鑑・電卓など
- 顔写真付きマイナンバーカード(e-TAXで提出される方)又は  
両面印刷(紙で提出される方)  
通知カードと身元確認書類の印刷
- e-Taxで提出される方は、マイナンバーのパスワード2種類及び  
利用識別番号の通知書類をお持ち下さい
- 令和3年度に受給した各種給付金・協力金等の振込通知ハガキ  
(持続化給付金・家賃支援給付金・東京都感染拡大防止協力金等)

### 決算確定申告指導会にお越しの方へのお願い

- コロナウイルス感染症対策の為、今回の確定申告指導会につきましても『事前予約制』を取らせていただきます。予約なしでご来会された際に、お待ちいただく場合もございます。予めご了承くださいませようお願いします。
- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自身で記入できる場所は事前にご記入の上ご来会ください。
- 申告期限間際は大変込み合うことが予想されます。お早めに申告指導会へご予約の上ご来会ください。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用ください。



所得税及び  
復興特別所得税・消費税  
決算確定申告  
ご相談は商工会へ!

お知らせ

本年度より書面提出での決算書類の郵送先が変わります。  
東京国税局業務センター武蔵府中分室 〒183-8510 東京都府中市本町4丁目2番地  
補助金・助成金等の申請で税務署の收受印が求められることがあります。  
今後、補助金・助成金等の申請を検討されている方は必ず税務署へご提出・  
郵送ください。

調布市商工会  
公式マスコット  
勇丸くん

# 令和3年度の確定申告の改正点

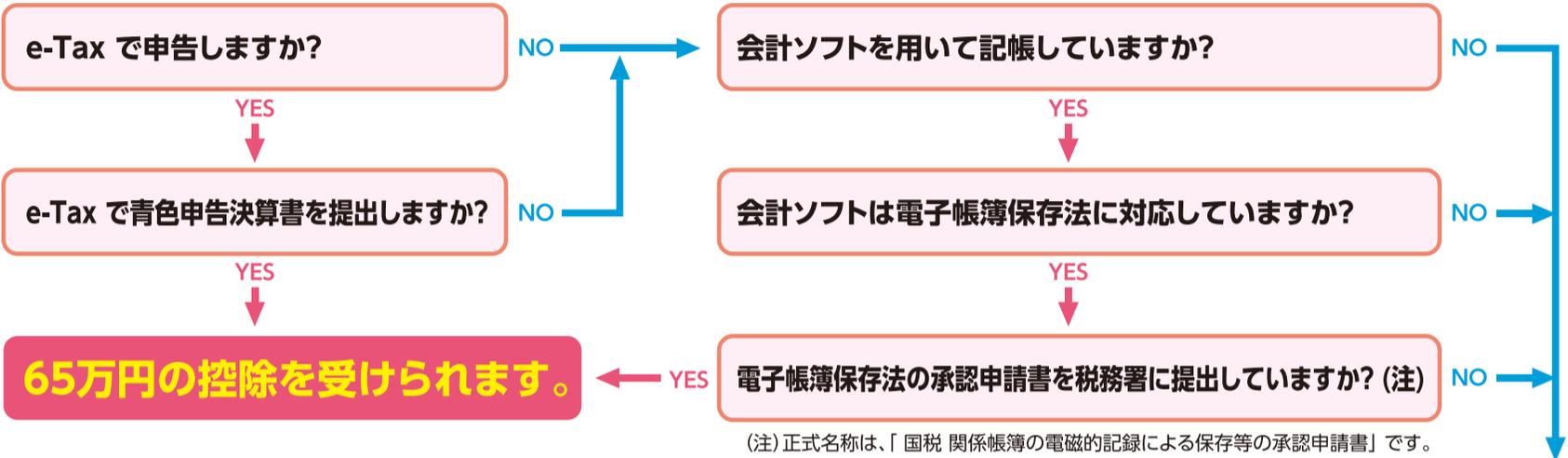
## 確定申告書や決算書等の押印が不要になりました。 ふるさと納税の確定申告手続きの簡素化

- 確定申告書に寄付した自治体ごとの寄附金の受領書の添付が必要
- 寄附ごとの「寄附金の受領書」だけでなく、「ふるなび」や「さとふる」などの指定業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」（年間の寄附額を記載されているもの）の添付も認められるようになりました。

## 住宅ローン控除の期間延長と要件緩和

- 新築なら2021年9月末までに、分譲住宅なら2021年11月末までに取得（契約）したものであれば、2022年12月末までに入居すれば、住宅ローン控除が適用されます。

## 65万円の控除を受けられるかチェック!



65万円の控除を受けるためには、e-Tax又は電子帳簿保存の利用のいずれかが必要です。

## 電子帳簿保存を利用

電子帳簿保存とは、電子的に作成した帳簿について、一定の要件の下で、電子データのまま保存できる制度です。65万円の控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

- 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前までに電子帳簿保存に係る承認申請書を税務署に提出する必要があります。

そのため、令和3年分の所得税確定申告において65万円の控除を受けるためには、令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、税務署長の承認を受けている必要があります。

(参考)電子帳簿保存法が改正されました。

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法が改正され、令和4年1月1日以後に電子帳簿保存を行う場合は、事前の税務署長の承認は不要となりました。

この制度の下、65万円の控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件(注)を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出することが必要となります。

(注)優良な電子帳簿とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター、説明書等を備え付けることなどの要件を満たした電子帳簿をいいます。

※令和4年分の所得税確定申告から65万円の控除を受ける方は、令和5年3月15日までに確定申告書とともに届出書を税務署に提出してください。

# 消費税のインボイス制度 令和3年10月1日 登録申請受付開始!

### 「インボイス制度」ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
  - 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存(※)等が必要となります。
- (※)買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

### 「インボイス」ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
※税率	40,000円	消費税 3,200円
10%税率	80,000円	消費税 8,000円

### インボイスの記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

## マル経融資制度

**制度概要** 商工会の推薦により日本政策金融公庫が無担保、無保証人で融資を行う制度

**対象** ・常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合5人以下)  
 ・商工会の経営指導を受けていること(原則6ヶ月以上)  
 ・最近1年以上事業を行っている事業者  
 (その他、必要な要件がございますので、詳しくは商工会にお問い合わせください)

**融資限度額** 2,000万円

**利率** 令和4年1月4日現在  
1.21%

**資金使途と償還期間** 運転資金…7年以内(うち据置期間1年以内)  
 設備資金…10年以内(うち据置期間2年以内)

## 新型コロナマル経制度 ~令和4年3月31日公庫申込受付分まで~

**対象** マル経融資の対象となり、かつ新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している、またはこれと同様の状況にある方  
 (その他、必要な要件がございますので、詳しくは商工会にお問い合わせください)

**融資限度額** 1,000万円

**利率** 当初3年間/0.31%  
4年目以降/1.21%

**資金使途と償還期間** 運転資金…7年以内(うち据置期間3年以内)  
 設備資金…10年以内(うち据置期間4年以内)

## 調布市制度融資

**対象** 中小企業基本法に定義される中小企業(個人事業主を含む)  
 市内に住所(法人の場合本店所在地)を持つ、または都内または隣接する県内に事業所を有すること。(その他、必要な要件がございますので、詳しくは商工会にお問い合わせください)

**融資限度額** 運転資金 1,500万円  
 設備資金 1,800万円  
 運転・設備併用資金 1,800万円

**利率** 長期プライムレート利率  
 令和4年1月18日現在/1.00%  
 ※調布市より利子補給0.5%分有り

**資金使途と償還期間** 運転資金…7年以内(うち据置期間6か月以内)  
 設備資金…7年以内(うち据置期間6か月以内)

**信用保証料の補助** 信用保証料の1/2を補助

## e-Taxでの提出方法について ※青色申告特別控除額65万円となります!!

方式	事前準備	申告時	申告時に準備するもの
現行方式	マイナンバーカードの取得 e-Taxの開始届出書の提出 e-TaxのID・パスワードの受領	申告等データを作成・送信	e-TaxのID・パスワード マイナンバーカード ICカードリーダーライター
マイナンバーカード方式	マイナンバーカードの取得 e-Taxの開始届出書の提出 (不要) e-TaxのID・パスワードの受領 (不要)	申告等データを作成・送信	e-TaxのID・パスワード (不要) マイナンバーカード ICカードリーダーライター
ID・パスワード方式	(持ってないなあ) 税務署で職員との対面による本人確認 e-Taxの開始届出書の提出 e-TaxのID・パスワードの受領	申告等データを作成・送信	ID・パスワード方式専用 e-TaxのID・パスワード マイナンバーカード (不要) ICカードリーダーライター (不要)

# ～業態転換支援事業の申請期間延長のお知らせ～

**飲食店経営者の皆様へ**

売り上げ確保に向けた新規で行う「テイクアウト」「宅配」「移動販売」の取り組み支援の助成金となります。

- 申請期限 令和4年3月31日(木)まで
- 助成対象期間 交付決定日から令和4年6月30日(木)まで
- 助成限度額 100万円
- 助成率 助成対象経費の5分の4以内(千円未満切り捨て)
- 補助対象経費 「新たに」テイクアウト、宅配、移動販売を開始する際の初期経費等  
具体的な対象経費については、募集要項を事前にご確認ください。
- 申請書提出先 公益財団法人東京都中小企業振興公社 業態転換事務局
- 問合せ先 TEL 03-6260-7027(平日9時から16時)



## 金融相談会(予約制) 毎月第1水曜日 午後1時30分～3時30分 (次回 3月2日(水))

**資金調達は、公的資金等でお早めに!**

日本政策金融公庫・西武信用金庫・山梨中央銀行・多摩信用金庫の融資担当者による個別相談会です

※相談時間は1件につき30分を限度とします

Webでのご相談も随時受付しております。



持参書類

- 個人事業の方は、
  - 直近2期分の所得税確定申告書・決算書
  - 決算後6ヶ月経過の場合は試算表
  - ※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書
- 法人事業の方は、
  - 直近2期分の法人税確定申告書・決算報告書
  - 決算後6ヶ月経過の場合は試算表
  - ※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書

## 司法書士による無料相談会

～毎月第4水曜日 開催中(要予約)～

次回 2月24日(木) ※23日が祝日のため  
午後3時～5時

(相談時間は60分を限度とします)

会場 調布市商工会館  
講師 東京司法書士会  
調布支部所属司法書士

内容 登記・少額訴訟  
会社設立その他

対象 調布市内で事業を営んでいる方(創業予定含む)  
※書類作成や実際の登記の手続きはいたしません。



## 社会保険労務士による無料相談会

～毎月第2水曜日 開催中(要予約)～

次回 3月9日(水) 午前10時～11時50分

(相談時間は50分を限度とします  
午前10時～午前11時～ 各回先着2組まで)

会場 調布市商工会館  
講師 東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属社会保険労務士(総務・人事サポート調布)

内容 就業規則作成のしかた、人事に関するトラブル  
社会保険・労働保険に関すること

対象 調布市内で事業を営んでいる方(創業予定含む)  
※書類作成や手続きの代行はいたしません。



## クラウドサービス活用セミナー

コロナ禍により、自社の業務効率化・生産性向上のために、クラウドサービスの活用が欠かせない状況となっています。そこで、改めて現状のクラウドサービスの基本を学びながら、業務改善に取り組んでみませんか? ご参加お待ちしております。

日時 令和4年3月2日(水)  
午後2時～4時(昼の部)  
午後6時～8時(夜の部)  
※各回同一内容です。

会場 調布市教育会館 201  
講師 合同会社BSMi  
ITストラテジスト/中小企業診断士  
小川 浩幸氏  
受講料 無料



## 新人社員研修会開催

毎年恒例となっております『新人社員研修』を今年も開催いたします! 人材育成コンサルタントとして大手企業での実績豊富な講師をお招きし、丁寧でわかりやすく説明します。内容は、『ビジネスマナーの基本』と『ビジネスコミュニケーション』に重点をおいた新入社員に欠かせないものです。是非、この研修を新人社員教育の場としてご利用下さい!

日時 令和4年4月18日(月)～20日(水)  
午前10時～午後4時  
会場 調布市商工会館  
講師 (株)サクセスロード経営研究所  
顧問コンサルタント  
岩瀬 有紀氏  
受講料 1万円(1名につき)



研修の様子